

(証券コード 3878)
平成29年6月7日

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目7番1号
株式会社巴川製紙所
代表取締役社長 井上善雄

第158回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第158回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使していただくことができます。その節はお手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、来る平成29年6月22日（木曜日）午後5時20分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区銀座三丁目9番11号
紙パルプ会館 銀座フェニックスプラザ 3階 会議室1～3号室
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第158期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第158期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tomoegawa.co.jp>) に掲載させていただきます。
- ◎本定時株主総会の招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、②連結計算書類の連結注記表、③計算書類の株主資本等変動計算書及び④計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tomoegawa.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

(提供書面)

事業報告

(平成28年 4月1日から
平成29年 3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、一時的にリスクが高まる時期はあったものの、米国を中心に緩やかな回復が進みました。

このような状況の下、当社グループにおいては、洋紙関連や磁気製品関連を中心に既存製品の市場縮小が続く一方、ディスプレイ関連での粘着新製品や半導体用テープ製品などの販売が好調に推移し、トナー関連の出荷量も増加しました。第2四半期までの連結売上高は、前期第4四半期の出荷増の反動などもあって低迷したものの、第3四半期以降は対前年同期比で増収に転じました。また、当期末の為替レートが前期末と比べほぼ同レベルとなり、第3四半期までの減収影響は期末では半減することとなりました。これらの結果、連結売上高は前年同期と比べ1,123百万円減収の32,379百万円(3.4%減)となりました。

利益面では、年度が進むにつれて売上が増加する中で生産性向上の効果や、エネルギー・調達コストの低減効果も徐々に発現してきたことに加え、為替レートが第2四半期までの円高から第3四半期以降は円安に転じたことによる連結決算処理上で発生する増益影響が加わり、連結営業利益は前年同期に比べ573百万円増益の863百万円(197.5%増)となりました。連結経常利益は、この為替レート変動による決算処理上の営業増益影響と同額を為替差損に計上した上で、第1四半期末の急速な円高の進行による外貨建て取引計上時と決済時の為替レート差による為替差損の計上があった一方、F P D関連事業での持分法投資損益が大きく改善したことから、前年同期の18百万円の赤字から465百万円へと黒字回復を果たし、483百万円の改善となりました。親会社株主に帰属する当期純利益も、旧新宮工場導水管設備の原状回復工事を、次年度以降行うことに伴う特別損失や、米国トナー生産子会社再構築費用等を特別損失に計上したものの、当社保有株売却に伴う特別利益の計上もあり、減損損失を計上した前年同期の929百万円の赤字から252百万円へと黒字回復し1,182百万円の大幅な改善となりました。

当社グループにおける、セグメントの業績は次のとおりであります。

<プラスチック材料加工事業>

プラスチック材料加工事業は、ディスプレイ関連での粘着新製品や半導体用テープ製品などの販売が好調に推移し、トナー関連の出荷量も増加したことに加え、当期末の為替レートが前期末と比べほぼ同レベルとなり、第3四半期までの減収影響は期末では半減することとなりました。また、生産性向上の効果やエネルギー・調達コストの低減効果も徐々に発現してきました。

この結果、売上高は20,289百万円（対前期比3.7%減）となり、セグメント（営業）利益は885百万円（対前期比75.2%増）となりました。

<製紙・塗工紙関連事業>

製紙・塗工紙関連事業は、洋紙関連や磁気製品関連を中心に既存製品の市場縮小が続いたことに加え、前期第4四半期の出荷増の反動などもあり低迷したものの、生産性向上の効果やエネルギー・調達コストの低減効果も徐々に発現してきました。

この結果、売上高は11,916百万円（対前期比3.7%減）、セグメント（営業）損益は対前期比で177百万円増益の70百万円の損失となりました。

事業区別	売上	高	セグメント利益
プラスチック材料加工事業	20,289百万円	63%	885百万円
製紙・塗工紙関連事業	11,916	37	△70
その他の事業	173	0	23
計	32,379	100	839
消去又は全社	—	—	24
連結	32,379	—	863

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1,046百万円となりました。

①当連結会計年度に完成した主要設備

該当事項はありません。

②当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

③当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、減失

該当事項はありません。

3. 資金調達の状況

平成28年6月に為替変動による評価リスク削減のため、取引銀行2行による総額800万米ドルの外貨借入を実行しました。当該借入の内訳は、500万米ドルが期間2年の長期借入、300万米ドルが短期借入であります。同年10月には設備投資資金として取引銀行7行による総額1,200百万円、期間5年の借入を実行しました。

また、当社グループの所要資金の安定的かつ効率的な調達のため、平成26年9月30日から平成29年9月29日までをコミット期間とする取引銀行5行による総額5,000百万円のシンジケーション方式のコミットメントラインを設定しております。このうち当連結会計年度末における借入実行残高は1,600百万円であります。

4. 事業の譲渡、合併等企業再編行為等の状況

該当事項はありません。

5. 対処すべき課題

経済の先行きが依然として不透明な中、当社グループは対処すべき主要課題を次のように捉え、重点的に取り組んでまいります。

(1) 中期経営計画の遂行

当社グループは、IoT(Internet of Things)の時流を踏まえ、熱・電気・電磁波コントロール材料を重点分野と定め、当該分野への経営資源の積極的投入により新製品開発を加速させ持続的な成長軌道に戻ることを目指し、平成31年3月期を最終年度とした第6次中期経営計画のローリングプランを推進してまいりました。

具体的には以下の5項目を主要課題に掲げ、第6次中期経営計画のローリングプランの達成を目指してまいります。

- ① 当社の強みを活かせる熱・電気・電磁波コントロール材料関連分野への積極的なリソース投入
- ② 事業部制の長所を活かしつつ全社横断的な取組みを可能にする連邦型事業部制への移行
- ③ グローバル目線での生産販売体制最適化
- ④ 赤字事業に対する抜本的対策の立案と遂行
- ⑤ 知的財産権のより積極的な取得と参入障壁の構築

(2) ガバナンス体制の強化

当社グループは、創業精神に「誠実」「社会貢献」「開拓者精神」を掲げ、高い企業倫理のもとにグローバルな企業活動を行っております。引き続き内部統制システムの更なる洗練化に努め

るとともに、経営の効率性、透明性及び公正性の確保と更なる充実を図り、もって企業活動を支えている全てのステークホルダーの利益を尊重し、持続的な成長を通じて企業価値を高め社会に貢献する会社を目指してまいります。

(3) 安全な職場環境の整備

当社グループは、従業員により働きやすい職場を提供するため、「安全は利益に優先する」をスローガンに、5Sの徹底、安全対策工事、災害情報共有、危険予知トレーニング、声かけ運動等の安全活動を推進しております。引き続き、労働災害の撲滅を目指し、安全な職場環境の整備に取り組んでまいります。

6. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第155期 (平成26年3月期)	第156期 (平成27年3月期)	第157期 (平成28年3月期)	第158期 (平成29年3月期)
売上高(百万円)	34,613	34,114	33,502	32,379
経常利益 (△は損失)(百万円)	980	476	△18	465
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円) (△は純損失)	606	48	△929	252
1株当たり 当期純利益(円) (△は純損失)	11.88	0.96	△18.23	4.96
総資産(百万円)	39,378	40,508	39,399	38,275

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

7. 重要な子会社の状況

(平成29年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出資比率	事 業 区 分	主要な事業内容
T O M O E G A W A (U . S . A .) I N C .	7百万米ドル	100.0%	プ ラ ス チ ッ ク 材 料 加 工 事 業	電子写真用トナーの製造及び販売
T O M O E G A W A E U R O P E B . V .	180千ユーロ	100.0%	プ ラ ス チ ッ ク 材 料 加 工 事 業	電子写真用トナーの販売
T O M O E G A W A H O N G K O N G C O . , L T D .	2百万香港ドル	100.0%	プ ラ ス チ ッ ク 材 料 加 工 事 業	中国及び周辺地域への販売
㈱ 巴川ホールディングス惠州	499百万円	73.0%	プ ラ ス チ ッ ク 材 料 加 工 事 業	持株会社
巴川影像科技(惠州)有限公司	74百万人民币	73.0% [73.0%]	プ ラ ス チ ッ ク 材 料 加 工 事 業	電子写真用トナーの製造及び販売
日彩控股有限公司	39百万香港ドル	73.0% [73.0%]	プ ラ ス チ ッ ク 材 料 加 工 事 業	持株会社
日彩影像科技(九江)有限公司	31百万人民币	73.0% [73.0%]	プ ラ ス チ ッ ク 材 料 加 工 事 業	電子写真用トナーの製造及び販売
T O M O E G A W A A U R A I N D I A P V T . L T D .	122百万ルピー	60.0%	製 紙 ・ 塗 工 紙 業 関 連 事 業	紙の製造及び販売
巴川物流サービス(株)	22百万円	100.0%	そ の 他 の 事 業	運送及び物流管理
新 巴 川 加 工 (株)	10百万円	100.0%	プ ラ ス チ ッ ク 材 料 加 工 事 業 製 紙 ・ 塗 工 紙 業 関 連 事 業	紙及びプラスチックフィルムの加工
三 和 紙 工 (株)	51百万円	95.2%	製 紙 ・ 塗 工 紙 業 関 連 事 業	各種梱包資材等の製造及び販売
日 本 理 化 製 紙 (株)	100百万円	53.7% [2.9%]	製 紙 ・ 塗 工 紙 業 関 連 事 業	紙の加工及び販売

(注) 1. 出資比率の[]内の数値は間接出資比率であり、内数で示したものです。

2. 平成28年8月16日付にて、AURA PAPER INDUSTRIES (INDIA) PVT. LTD. はTOMOEGAWA AURA INDIA PVT. LTD. へと社名を変更しております。

8. 主要な事業内容

当社グループは、複写機・プリンター用トナー、半導体用接着テープ、フラットパネルディスプレイ（FPD）向け光学フィルム、機能紙、塗工紙等の製造、加工及び販売並びに山林の経営を主な事業とし、その他これらに付帯する事業を行っております。

その主要製品・サービスは、次のとおりであります。

(平成29年3月31日現在)

区 分		主 要 製 品 ・ サ ー ビ ス	
セグメント	事 業		
プラスチック材料加工事業	画像材料事業	複写機・プリンター用製品	複写機・プリンター用トナー
	テープ事業	半導体用接着テープ	リードフレーム固定テープ、チップアッセンブリーテープ、接着・粘着用各種テープ等
	光学材料関連事業	FPD向け光学フィルム	ディスプレイ用光学フィルム、粘着フィルム及びその他機能性フィルム等
	精密加工事業	精密加工電子部品	気密封止パッケージ用リッド、静電チャック、光通信接続・配線用部材等
製紙・塗工紙関連事業	機能紙事業	複写・印刷用製品	超軽量印刷用紙、トレーシングペーパー等
		情報関連製品	統計カード用紙、通帳用紙、OCR用紙等
		電気絶縁材料	電気絶縁紙、超々高圧用複合絶縁材料
		加工用原紙	剥離紙用原紙、滅菌紙、重包装資材等
	塗工紙事業	機能紙製品	特殊繊維シート、カラー出力プリンタ用紙、剥離紙、含浸基紙・吸水紙等
		磁気関連製品	プリペイドカード、磁気乗車券等
印刷・記録関連製品	印刷・記録関連製品	感熱記録紙等	
	新製品・新事業	異種素材繊維シート（銅繊維シート、ステンレス繊維シート等）、熱・電気・電磁波コントロール材料（iCas）	
その他の事業	物流サービス	運送、保管等	
	分析サービス	形態観察、化学物構造解析、熱分析等	
	不動産賃貸		
	山林経営		

9. 主要な営業所及び工場

(平成29年3月31日現在)

名	称	所	在	地
当	社	本	社	東京都中央区
当	社	静	岡	静岡県静岡市駿河区
当	社	清	水	静岡県静岡市清水区
当	社	大	阪	大阪府大阪市生野区
T O M O E G A W A	(U . S . A .)	I N C .		Wheeling, Illinois U.S.A.
T O M O E G A W A	E U R O P E	B . V .		Amstelveen, Netherlands
T O M O E G A W A	H O N G	K O N G	C O . , L T D .	香港九龍市
台	湾	巴	川	台湾高雄市
巴	川	影	像	中国広東省惠州市
日	彩	影	像	中国江西省九江市
T O M O E G A W A	A U R A	I N D I A	P V T . L T D .	Hyderabad, Telangana, India
T O M O E G A W A	A U R A	I N D I A	P V T . L T D .	Medak District, Telangana, India
三	和	紙	工	岡山県岡山市
三	和	紙	工	茨城県潮来市
日	本	理	化	静岡県静岡市清水区
製	紙	工	場	

(注) 平成28年8月16日付けで、AURA PAPER INDUSTRIES (INDIA) PVT. LTD. はTOMOEGAWA AURA INDIA PVT. LTD. へと社名を変更しております。

10. 従業員の状況

(平成29年3月31日現在)

事業区分	従業員数	前 期 比 増 減
プラスチック材料加工事業	677名	23名減
製紙・塗工紙関連事業	327名	1名増
その他の事業	32名	1名減
全社（共通）	114名	4名減
合 計	1,150名	27名減

11. 主要な借入先

(平成29年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
㈱ 三井住友銀行	2,583百万円
㈱ 三菱東京UFJ銀行	1,607
㈱ 静岡銀行	1,343
㈱ 清水銀行	1,121
㈱ 日本政策金融公庫	1,004

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 100,000,000株
2. 発行済株式の総数 51,460,114株（自己株式486,917株を除く）
3. 株主数 2,428名
4. 大株主

(平成29年3月31日現在)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
凸 版 印 刷 (株)	5,697千株	11.0%
栄 紙 業 (株)	3,336	6.4
昌 栄 印 刷 (株)	3,314	6.4
鈴 与 (株)	2,494	4.8
三 井 化 学 (株)	2,439	4.7
(株) 三 井 住 友 銀 行	1,979	3.8
巴 川 製 紙 取 引 先 持 株 会	1,838	3.5
三 弘 (株)	1,751	3.4
東 紙 業 (株)	1,736	3.3
井 上 善 雄	1,504	2.9

(注) 持株比率は、自己株式（486,917株）を控除して計算しております。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

(平成29年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役社長 (代表取締役)	井 上 善 雄	CEO 昌栄印刷株式会社取締役相談役 日本山村硝子株式会社社外取締役 日成ビルド工業株式会社社外取締役
取 締 役	今 田 俊 治	専務執行役員機能紙事業部長 株式会社巴川ホールディングス惠州代表取締役 日彩控股有限公司董事 TOMOEGAWA AURA INDIA PVT. LTD. Director Chairman 三和紙工株式会社取締役会長 日本理化製紙株式会社取締役
取 締 役	三 井 清 治	専務執行役員社長補佐 株式会社トッパンTOMOEGAWAオプティカルフィルム代表取締役社長
取 締 役	山 口 正 明	常務執行役員CFO経営戦略本部長兼TTOF・TFC管掌 日彩控股有限公司董事
取 締 役	畑 澤 敏 之	常務執行役員電子材料事業部営業管掌 シライ電子工業株式会社社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	小 森 哲 郎	ユニゾン・キャピタル株式会社マネジメント・アドバイザー 株式会社建デポ代表取締役社長
取 締 役 (監査等委員)	鮫 島 正 洋	弁護士法人内田・鮫島法律事務所代表パートナー 弁護士・弁理士
取 締 役 (監査等委員)	鈴 木 健 一 郎	鈴与株式会社代表取締役社長 エスエスケイフーズ株式会社代表取締役会長 鈴与ホールディングス株式会社代表取締役社長 鈴与商事株式会社取締役 鈴与建設株式会社取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)小森哲郎氏、鮫島正洋氏及び鈴木健一郎氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会室を設置し、監査等委員会が同室に対する指揮命令権を行使して監査を実施する他、重要会議へと同室を出席させ情報収集に当たらせる等の体制をとっており、監査等委員会の監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 代表取締役社長井上善雄氏は、
 (1)平成28年6月28日付で、日成ビルド工業株式会社社外取締役に就任いたしました。
 (2)平成29年4月1日付で、学校法人城北学園理事長に就任いたしました。
4. 取締役今田俊治氏は、
 (1)平成28年11月12日付で、TOMOEGAWA AURA INDIA PVT. LTD. Director Chairmanに就任いたしました。
 (2)平成29年3月31日付で、株式会社巴川ホールディングス惠州取締役から代表取締役に就任いたしました。

- (3)平成29年4月6日付けで、巴川影像科技（惠州）有限公司董事長に就任いたしました。
- (4)平成29年4月6日付けで、日彩控股有限公司董事から董事長に就任いたしました。
- (5)平成29年4月6日付けで、日彩影像科技（九江）有限公司董事長に就任いたしました。
- (6)平成29年5月31日付けで、日本理化製紙株式会社取締役から取締役会長に就任いたしました。
5. 取締役山口正明氏は、
- (1)平成28年6月24日付けで、担当が常務執行役員CFO経営戦略本部長兼TTOF・TFC管掌兼コンプライアンス委員会委員長から常務執行役員CFO経営戦略本部長兼TTOF・TFC管掌に変更となりました。
- (2)平成29年5月24日付けで、昌栄印刷株式会社取締役に就任いたしました。
6. 取締役畑澤敏之氏は、平成29年3月31日付けで、巴川コリア株式会社代表取締役に退任いたしました。
7. 取締役（監査等委員）小森哲郎氏は、平成28年10月31日付けで、株式会社ニッセンホールディングス社外取締役に辞任いたしました。
8. 平成29年4月1日付けで、
- (1)取締役今田俊治氏は、担当が専務執行役員機能紙事業部管掌兼画像材料事業部管掌に変更となりました。
- (2)営業本部が新たに設置され、取締役畑澤敏之氏は、担当が専務執行役員営業本部長に変更となりました。

〈ご参考〉前記以外の当社執行役員は次のとおりであります。

（平成29年3月31日現在）

地	位	氏	名	担	当
上	席	井	上 雄 介	事業開発本部長	
執	行	作	本 征 則	生産技術本部長兼品質保証統括室管掌	
執	行	村	田 力	事業開発本部統括副本部長	
執	行	中	村 公 彦	画像材料事業部長	
執	行	須	川 美 久	電子材料事業部長	

- (注) 平成29年4月1日付けで、
- (1)執行役員中村公彦氏は、任期満了により執行役員を退任いたしました。
- (2)岡本圭介氏（画像材料事業部長代理兼社長室長）が新たに執行役員に就任し、担当が画像材料事業部長兼社長室管掌に変更となりました。
- (3)上席執行役員井上雄介氏が新たに常務執行役員に就任し、担当がCTO事業開発本部長に変更となりました。
- (4)執行役員作本征則氏及び須川美久氏が新たに上席執行役員に就任いたしました。
- (5)生産技術本部を生産本部に改称し、執行役員作本征則氏は担当が生産本部長兼品質保証統括室管掌に変更となりました。
- (6)執行役員村田力氏は、担当が電子材料事業部副事業部長に変更となりました。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数		報 酬 等 の 額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			
	監査等委員会 設 置 前	監査等委員会 設 置 後		基本報酬	ス ト ッ ク オ フ ・ シ ョ ン	退 職 慰 労 金	
取 締 役 (監査等委員を除く)	6名	5名	69百万円	55百万円	—	13百万円	※注3. 6. 7.
取 締 役 (監 査 等 委 員)	0名	3名	16百万円	13百万円	—	2百万円	※注2. 4. 6.
監 査 役	3名	0名	5百万円	4百万円	—	1百万円	※注2. 5. 6.
計	—	—	90百万円	73百万円	—	17百万円	

- (注) 1. 当社は平成28年6月24日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 監査役の報酬等の額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）の報酬等の額は同移行後の期間に係るものであります。
3. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、昭和60年1月30日開催の第125回定時株主総会において、年額140百万円以内と決議いただいております。また監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年6月24日開催の第157回定時株主総会において、年額140百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月24日開催の第157回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第135回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
6. 退職慰労金の額には当事業年度の退職慰労引当金の繰入額を含んでおります。
7. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む）は、取締役報酬とは別枠であり、支給総額は29百万円であります。
8. 上記のほか、平成28年6月24日開催の第157回定時株主総会決議に基づき、同総会終了の時をもって退任した監査役3名に対して退職慰労金を支給しており、支給総額は11百万円であります。

3. 取締役の報酬等の額の決定に関する方針

当社取締役の報酬等の額又はその決定に関する方針の内容及び決定方法は、監査等委員以外の取締役・監査等委員である取締役それぞれについて、年俸制度規程、退職慰労金規程等として定めております。

代表取締役、執行役員兼務取締役及び常勤取締役の基本報酬は、役位別に定める固定額の基本年俸と業績により加算減算する業績年俸とからなり、業績に係る報酬原資がマイナスとなった場合には、基本年俸から減額されます。その他の取締役の基本報酬は、役位別に定める固定額の基本年俸となります。

業績に係る報酬原資は、その4割が、基本年俸額と同じ比率で、基本年俸と業績年俸からなる報酬体系の取締役に按分され、残り6割が、当該取締役のうち、代表取締役と執行役員兼務取締役に付与された業績ポイントに基づいて配分されます。業績ポイントは、評価軸を予め設定し、CEOと執行役員を兼務していない取締役（但し自身の報酬等に係る場合を除く）とによる審議・合議により算出する方法を採用しています。

代表取締役及び執行役員兼務取締役の退職慰労金は、退任時報酬月額、役位、在任年数によって算出される基準額に、就任時と退任時の株価、キャッシュフロー、担当事業の利益の変化を加算減算して決定しております。その他の取締役の退職慰労金は、退任時報酬月額、役位、在任年数によって算出される基準額に、就任時と退任時の株価とキャッシュフローの変化を加算減算して決定しております。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社の取締役（監査等委員）全員との間で、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする内容の会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役（監査等委員）小森哲郎氏は、ユニゾン・キャピタル株式会社のマネジメント・アドバイザー及び株式会社建デポの代表取締役社長を兼務しております。当社と同2社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

取締役（監査等委員）鮫島正洋氏は、弁護士法人内田・鮫島法律事務所の代表パートナー弁護士・弁理士を兼務しております。当社と同所との間には、当社の知的財産戦略に係る法的助言及び当社技術に関連する特許出願に関する法律事務委託取引を行っております。

取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、鈴木株式会社代表取締役社長を兼務しております。同社は当社の株式2,494,000株（4.8%）を保有する株主であり、同社への物流委託取引を行っております。

取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、鈴木商事株式会社の取締役を兼務しております。当社と同社の間には当社製品の販売取引及び同社製品の仕入取引等を行っております。

取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、鈴木建設株式会社の取締役を兼務しております。当社と同社の間に当社設備の購入・建設工事等に係る取引を行っております。

取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、エスエスケイフーズ株式会社の代表取締役会長及び鈴木ホールディングス株式会社の代表取締役社長を兼務しております。当社と同2社の間には、人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会並びに監査役会及び監査等委員会への出席及び発言の状況

取締役（監査等委員）小森哲郎氏は、取締役会（書面決議を除く）全15回中全回出席し、主に企業価値向上のための経営戦略立案に関して意見を述べるなど、豊富な経験と卓越した識見に基づき、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を行っております。監査等委員会においては全14回中全回出席し、監査等委員会委員長として取締役の業務監査に関して適宜必要な発言を行っております。

取締役（監査等委員）鮫島正洋氏は、取締役会（書面決議を除く）においては、全15回中、監査役として4回（100%）、監査等委員として9回（81%）出席し、弁理士、弁護士としての専門的見地から、主に当社の知財戦略の適法性に関して意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を行っております。また、監査役会においては全5回中全回、監査等委員会においては、全14回中13回（92%）出席し、主に法的側面から取締役の業務監査に関して適宜必要な発言を行っております。

取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、取締役会（書面決議を除く）においては、全15回中、監査役として3回（75%）、監査等委員として10回（90%）出席し、大手物流企業グループの多数の業務執行取締役や社外取締役を歴任して得られた経営経験を活かし、多角的視点から取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を行っております。また、監査役会においては全5回中4回（80%）、監査等委員会においては、全14回中12回（85%）出席し、取締役の業務監査に関して適宜必要な発言を行っております。

(4) 報酬等の総額

区 分	人 数		報 酬 等 の 額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額		
	監査等委員会 設 置 前	監査等委員会 設 置 後		基 本 報 酬	ス ト ッ ク オ フ シ ョ ン	退 職 慰 労 金
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	1 名	3 名	19百万円	15百万円	—	3 百万円
社 外 監 査 役	2 名	0 名	2 百万円	1 百万円	—	0 百万円

- (注) 1. 当社は平成28年6月24日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 社外取締役の報酬等の額には監査等委員会設置会社移行前に社外取締役であった者1名を含んでおります。
3. 社外監査役の報酬等の額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであります。
4. 退職慰労金の額には当事業年度の退職慰労引当金の繰入額を含んでおります。
5. 社外役員が当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等はございません。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円
②	上記①のうち、当社が支払うべき額	39百万円
③	上記②のうち、公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	39百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査業務の報酬と金融商品取引法に基づく監査業務の報酬とを区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績を分析・評価し、取締役、経理部門及び会計監査人からの資料や報告を受け、新事業年度の監査計画及び監査時間・配員計画・報酬単価の適切性並びに報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は適切と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

当社の子会社であるTOMOEGAWA(U. S. A.) INC. 他6社は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

5. 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するとき、あるいは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、監査等委員全員の同意に基づき当該会計監査人を解任いたします。

これに加え、監査等委員会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性や総合的な監査能力等を毎年評価、検証し、監査を遂行するに不十分であると判断した場合には、当該会計監査人の不再任を株主総会の目的とすることといたします。

6. 過去二年間の業務停止処分に係る事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

金融庁が平成27年12月22日及び平成28年1月22日付けで発表した行政処分の内容の概要

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）

業務改善命令（業務管理体制の改善）

課徴金納付命令 21億1千1百万円

VI 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

<内部統制基本方針の内容>

当社では、内部統制基本方針を定め、その体制構築を進めております。当事業年度においては、平成28年6月24日の監査等委員会設置会社への移行等に伴い、内部統制基本方針の見直しを行いました。

見直し後の内部統制基本方針の内容は、次のとおりです。

当社は、創業精神の「誠実」「社会貢献」「開拓者精神」を旨とする企業倫理に従って、TOMOEGAWAグループの企業活動を進めていくと共に、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下の通り定める。当社は、社会環境の変化及び当社の事業・体制等の変更に応じ、この基本方針を見直し、内部統制システムを整備・維持するよう努める。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 組織

- ・当社の取締役会の意思決定の妥当性及び透明性を高めるため、当社は社外取締役を招聘する。
- ・当社の代表取締役社長は、法令・定款及び社内規程に従って業務を遂行し、原則として毎月開催される当社の取締役会において業務執行状況を報告する。
- ・当社の監査等委員会室は、TOMOEGAWAグループ全体及びグループ各社の経営に重大な影響を与えるリスク管理、コンプライアンス、財務報告に係る内部統制事項、その他の内部統制事項に関する施策の妥当性を調査し、調査結果を当社の監査等委員会と代表取締役社長に報告する。
- ・コンプライアンスの実施責任者として、当社は経営戦略本部長を任命する。同本部長の指揮の下、当社のコンプライアンスグループがTOMOEGAWAグループ全体のコンプライアンスへの取組みを促進する。

(2) 施策

- ・当社の代表取締役社長は、TOMOEGAWAグループの企業活動を進めていく上で、内部統制システムの整備が必要不可欠であると認識している。
- ・TOMOEGAWAグループのすべての役員並びにパート及び派遣社員を含む従業員は、業務を遂行するに当たり、TOMOEGAWAグループ行動規範及びグループ各社のコンプライアンス行動指針（日本国内においては当社の定めるTOMOEGAWAグループコンプライアンス行動指針を基本とし、国内外を

問わず、グループ各社がその適用法令、事業内容、社内規程の整備状況等に応じて別に定める場合には、当社の承認を受けた行動指針をいう) から成るTOMOEGAWAグループ企業倫理に従うものとし、誓約書をグループ各社の代表者に提出して企業倫理の順守を誓約する。

- ・ 当社の経営戦略本部長の指揮の下、コンプライアンスのカテゴリーごとの責任部署の責任により、当社の役員及び従業員に対するコンプライアンス教育、TOMOEGAWAグループ各社のコンプライアンス活動の指導、TOMOEGAWAグループのコンプライアンス違反への対策等を実施する。
- ・ 内部通報システムの運用によりTOMOEGAWAグループのコンプライアンス問題の早期把握と解決を図る。内部通報システムは当社に限らず、TOMOEGAWAグループに所属する全社の従業員が利用できる。内部通報システムの通報先及び相談先として、当社の経営戦略本部長に加え、当社の監査等委員である取締役及び外部弁護士を指定する。当社は、この内部通報システムに加え、当社の代表取締役社長他への匿名メールシステムあるいはメッセージボックスも設置している。
- ・ TOMOEGAWAグループは、市民生活に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切関係を持たず、これらに対し毅然とした態度で対応する。

(3) 監査

- ・ 当社の監査等委員会は、法令に基づく権限を行使し、当社の監査等委員会室及び当社の会計監査人と連携して当社の取締役の職務執行の適法性及び妥当性を監査する。
 - ・ 当社の監査等委員会室が内部統制の活動状況を調査し、その結果を当社の代表取締役社長及び当社の監査等委員会に報告する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 当社の文書管理規程等に基づき、決裁書、議事録、重要な契約書等当社の取締役の職務の執行に関わる文書（電磁的記録を含む）を適切に保存し、管理する。
 - ・ 当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）及び執行役員は、必要なときはいつでも上記の文書を閲覧できる。
 - ・ 当社の社内情報システムを活用した稟議書ワークフローにより稟議手続を順守させると共に、稟議書のデータベース化を図る。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ TOMOEGAWAグループのリスクを体系的に管理するための規程（リスク管理マニュアル）を定め、当社の経営戦略本部長を統括責任者とし、当社のコンプライアンスグループを統括部署として、リスクのカテゴリーごとの責任部署の責任において、リスク管理を実施する。
 - ・ 当社は、地震や火事などの緊急事態が発生した場合は、緊急時対応マニュアルに基づいて対応する。当社は、関係者が即座に必要な措置を取ることができるように、なすべきことを定め、

関係者全員に周知する。

- ・ 当社の監査等委員会室が、当社のリスク管理マニュアルの定めに基づいて、リスク管理プログラムの監査を実施する。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社は、業務執行権限を執行役員に委譲することにより、取締役会による経営の迅速化、監督機能の強化を図る。
 - ・ 当社の代表取締役社長は、当社及びTOMOEGAWAグループ各社の重要な経営課題につき担当執行役員及び関係責任者から成る経営会議に諮問する。
 - ・ 当社は、TOMOEGAWAグループの長期事業目標を達成するために、中期経営計画及び期毎の社長方針を当社の全役員及び従業員に理解させ、各人の具体的な業務計画に反映させる。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は、TOMOEGAWAグループ各社相互間の緊密化を図るため、グループ会社管理規程を定める。
 - ・ 当社の事業部と子会社を連結してひとつの事業体とし、当社の事業部長が当該連結事業の業務管理責任を負い、連結事業部の専属でない機能別子会社は、当社の本部長が業務管理責任を負うことを原則とする。製販を分離し、製造部門が利益責任、販売部門が売上責任を負うことを明確化し、各々の傘下に機能別子会社を連結させる体制を採用する。
 - ・ 子会社の役員は、当該連結事業に係る責任又は当該業務管理責任を負う当社の事業部長又は本部長を含む関係責任者に対して、定期的に子会社の業務執行状況を報告するとともに、当社又は子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事項が発生した場合には、当該関係責任者に対し、直ちにこれを報告する。
 - ・ 子会社の重要業務案件は、当社の決裁規程の定めに従って決裁される。
 - ・ コンプライアンスプログラム及びリスク管理は、子会社も対象に含まれる。当社は、コンプライアンス及びリスクのカテゴリーごとの責任部署を定め、TOMOEGAWAグループのコンプライアンス及びリスクの統括管理を義務付ける。当該連結事業に係る責任又は業務管理責任を負う当社の事業部長又は本部長は、コンプライアンス及びリスクのカテゴリーごとの責任部署と協議のうえ、TOMOEGAWAグループ各社の規模や業態別に、必要に応じて適正数の監査役やコンプライアンス及びリスクの推進担当者を配置するよう、TOMOEGAWAグループ各社の代表者に対して勧告する。TOMOEGAWAグループ各社の代表者は、当社及びTOMOEGAWAグループ各社に重大な損害を及ぼすおそれのある事象が発生した場合には、当該コンプライアンス及びリスクのカテゴリーごとの責任部署（責任部署が不明であれば当社の経営戦略本部長）に対して、直ちにこれを報告する組織体制を自社内に整備する。

- ・当社は、子会社と共通の有効な情報伝達システムを構築する。
 - ・当社の監査等委員会室は、当社の監査等委員である取締役と連携し、子会社業務の監査を行う。
6. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- ・当社は、監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会室を設置し、原則として複数名の監査等委員会補助スタッフを配置する。
 - ・当社の取締役会は、当社の監査等委員から監査等委員会補助スタッフの増員等の要請があった場合は、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、要請に応じた増員等の措置を講じる。
7. 当社の監査等委員会補助スタッフの当社の監査等委員である取締役以外の取締役からの独立性に関する体制
- ・当社の監査等委員会補助スタッフの人事異動・人事評価・懲戒処分を行うにあたっては、当社の監査等委員会の同意を要する。
8. 当社の各監査等委員である取締役の当社の監査等委員会補助スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・当社の監査等委員会補助スタッフへの指揮命令権は、当社の各監査等委員である取締役及び当社の代表取締役社長の双方に属する。それぞれによる指揮命令が相互に矛盾する場合、当社の各監査等委員である取締役による指揮命令が優先される。
9. 当社の取締役及び使用人、当社の子会社の役員及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
- ・当社の監査等委員である取締役は、当社の取締役会に自ら出席して当社の取締役及び執行役員から業務執行状況その他重要事項の報告を受ける他、当社の重要な意思決定に関わる経営会議等の会議及び当社の子会社の重要な意思決定に関わる当社の子会社の取締役会等に当社の監査等委員会補助スタッフを出席させ、当該監査等委員会補助スタッフから当該会議の内容の報告を受ける。
 - ・当社の取締役及び執行役員は、当社及びTOMOEGAWAグループ各社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実等を発見したときは、直ちに当社の代表取締役社長及び当社の監査等委員会又は監査等委員である取締役全員に報告する。
 - ・当社の監査等委員である取締役は、TOMOEGAWAグループ全社の役員及び従業員に対しいつでも業務執行状況その他重要事項につき報告を求めることができる。

- ・ 当社の取締役は、法令の定めに基づく報告事項に加え当社の監査等委員会に報告すべき事項を監査等委員である取締役との協議の上決定する。
 - ・ 当社の監査等委員会室は、内部監査の実施状況を監査等委員会に報告しなければならない。
 - ・ TOMOEGAWAグループに所属する全社の従業員が利用できる内部通報システムの通報先及び相談先の一つとして、当社の監査等委員である取締役を指定する。
 - ・ 当該内部通報システムのすべての情報は、当社の経営戦略本部長に連絡されて一元的に管理され、経営戦略本部長が当社の監査等委員会に対応を含めた状況報告を行い、さらに当社の監査等委員会は当社の取締役会に対して審議内容を報告する。
10. 当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社の定めるTOMOEGAWAグループコンプライアンス行動指針において、コンプライアンス相談・連絡を行った者の身分が保障されるとともに、不利益な取扱いを受けないことを明記する。
11. 当社の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 当社の監査等委員である取締役の職務執行費用の予算は、監査等委員会が決定する。
 - ・ 当社の監査等委員である取締役が緊急又は臨時に支出した費用は、事後、当社に償還を請求できる。当該請求については、当該請求にかかる費用が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社はすみやかに当該費用を処理する。
12. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社の監査等委員会は、当社の監査等委員会室及び当社の会計監査人に監査計画の提出を求め、また当社の監査等委員会室及び当社の会計監査人とそれぞれ定期的に意見を交換する。
 - ・ 当社の監査等委員である取締役が必要と認めたときは、弁護士、公認会計士等の外部専門家を任用することができる。
 - ・ 当社の監査等委員である取締役は、TOMOEGAWAグループ各社の監査役との連絡会を開催し、監査業務についての意見交換を行う。
 - ・ 当社の取締役は、当社の監査等委員である取締役の意見を尊重して監査等委員会の監査の環境整備に努める。

＜内部統制システムの運用状況の概要＞

当事業年度における主な取り組みは次のとおりです。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンスへの取り組みを促進するため、前事業年度に引き続き、管理職を対象にコンプライアンス研修を実施いたしました。
2. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理マニュアルに基づき、影響度と頻度により特に対策が必要となる特定リスクを選定いたしました。特定リスクに対しては、対応組織を指定して対策にあたらせ、事業年度末においてその改善進捗状況を確認しております。
3. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・品質保証統括室を新設し、執行役員他責任者に委譲された業務の執行状況を品質・環境の観点からMR、内部監査にてレビュー、妥当性確認、改善を全社観点で進めています。
 - ・品質保証統括室主催の標準化委員会にて、標準化の加速、周知を行い、業務執行レベルの向上を図っています。
4. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・平成28年5月にグループ会社管理規程を制定し、経営戦略本部長をグループ会社の管理統括責任者としたうえで、リスクカテゴリーごとに責任部署によりリスク管理を行う体制を構築いたしました。また、グループ会社相互間の緊密化を目的に、グループ連絡会議を毎月開催しております。
5. 監査等委員会設置会社への移行に伴う監査の体制と監査の内容
 - ・監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会の職務を補助するため監査等委員会室を設置し、補助スタッフとして4名を配置いたしました。
 - ・監査等委員会室は、監査等委員会の指揮命令下、監査等委員会が重点監査項目に定めた企業集団の内部統制に関する調査を始めとして、社内の業務執行状況について定期的に報告を行うなど各種の監査職務を補助いたしました。また、内部監査部門として部門別やテーマ別の業務監査を立案・実行し、その結果を監査等委員会及び代表取締役社長に報告いたしました。

2. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中期的視点に立って着実に株主価値を向上させることを目標としており、株主に対する適正な利益還元を経営の最重要課題として位置づけ、配当につきましては、安定的な配当を継続実施していくことを基本方針としつつ、連結及び単体業績水準と、内部留保の確保や財務体質の強化等を総合的に勘案して、機動的に決定してまいります。

なお、当期におきましては、平成29年5月22日開催の取締役会において、期末配当金として1株あたり5円の配当を決議いたしました。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	20,004	流 動 負 債	15,422
現 金 及 び 預 金	2,720	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	5,839
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	7,145	短 期 借 入 金	4,377
製 品	6,449	1年以内返済予定の長期借入金	2,269
仕 掛 品	58	未 払 法 人 税 等	166
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,106	賞 与 引 当 金	381
立 木	570	そ の 他	2,389
繰 延 税 金 資 産	306	固 定 負 債	9,592
そ の 他	653	長 期 借 入 金	5,928
貸 倒 引 当 金	△7	繰 延 税 金 負 債	242
固 定 資 産	18,270	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,309
有 形 固 定 資 産	13,974	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	180
建 物 及 び 構 築 物	5,377	そ の 他	931
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	4,080		
土 地	3,621	負 債 合 計	25,015
建 設 仮 勘 定	87	(純 資 産 の 部)	
植 林 木	83	株 主 資 本	11,023
そ の 他	723	資 本 金	2,894
無 形 固 定 資 産	265	資 本 剰 余 金	3,582
の れ ん	43	利 益 剰 余 金	4,877
ソ フ ト ウ エ ア	102	自 己 株 式	△330
そ の 他	118	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	703
投 資 そ の 他 の 資 産	4,031	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	364
投 資 有 価 証 券	2,620	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△1
破 産 更 生 債 権 等	20	為 替 換 算 調 整 勘 定	△44
繰 延 税 金 資 産	1,063	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	384
そ の 他	346	非 支 配 株 主 持 分	1,533
貸 倒 引 当 金	△20	純 資 産 合 計	13,260
資 産 合 計	38,275	負 債 ・ 純 資 産 合 計	38,275

(注)記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売	上		32,379
売	上		26,551
販	上		5,828
費	総		4,964
及	利		
び	益		863
一	業		
般	外		
管	収		
理	取		
費	利	3	
	息		
	當	40	
	金		
	投	156	
	資		
	利		
	益		
	金	34	
	險		
	の	80	
	他		315
	用		
	息	202	
	損	433	
	他	78	
	益		713
	益		
	益		465
	益		
	益	1	
	益		
	益	658	
	益		660
	損		
	損	519	
	損		
	損	126	
	損		
	損	6	
	損		652
	益		
	益		473
	益		
	益	240	
	益		
	益	△85	
	益		155
	益		
	益		317
	益		
	益		64
	益		
	益		252

(注)記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	12,941	流 動 負 債	11,975
現金及び預金	1,449	買掛金	4,417
受取手形	403	短期借入金	3,516
電子記録債権	598	1年内返済予定の長期借入金	1,771
売掛金	4,325	リース債務	81
製品	3,970	未払金	341
原材料及び貯蔵品	872	未払費用	1,494
立木	570	未払法人税等	94
前払費用	98	預り金	36
繰延税金資産	146	賞与引当金	199
未収入金	266	その他	20
関係会社短期貸付金	56	固 定 負 債	7,984
その他	182	長期借入金	4,826
貸倒引当金	△0	リース債務	323
		退職給付引当金	2,066
固 定 資 産	16,270	役員退職慰労引当金	168
有形固定資産	8,482	その他	599
建物	3,843	負 債 合 計	19,959
構築物	117	(純 資 産 の 部)	
機械及び装置	1,852	株 主 資 本	8,939
車両運搬具	5	資本金	2,894
工具、器具及び備品	251	資本剰余金	3,569
土地	1,911	資本準備金	3,569
リース資産	343	利益剰余金	2,680
建設仮勘定	74	利益準備金	497
植木	83	その他利益剰余金	2,182
		固定資産圧縮積立金	719
無形固定資産	149	別途積立金	3,146
ソフトウェア	99	繰越利益剰余金	△1,683
その他	49	株 式	△205
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	313
投資その他の資産	7,638	その他有価証券評価差額金	314
投資有価証券	1,302	繰延ヘッジ損益	△1
関係会社株資産	4,946	純 資 産 合 計	9,252
繰延税金資産	1,190	負 債 ・ 純 資 産 合 計	29,212
その他	199		
資 産 合 計	29,212		

(注)記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		22,339
売 上 原 価		18,907
売 上 総 利 益		3,431
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,591
営 業 損 失		159
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
受 取 配 当 金	315	
そ の 他	127	445
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	141	
為 替 差 損	183	
そ の 他	69	394
経 常 損 失		108
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	768	768
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	515	
そ の 他	6	521
税 引 前 当 期 純 利 益		139
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	51	
法 人 税 等 調 整 額	△149	△98
当 期 純 利 益		237

(注)記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

株式会社巴川製紙所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 須 山 誠 一 郎 ⑧
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 角 田 大 輔 ⑧
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社巴川製紙所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社巴川製紙所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月17日

株式会社巴川製紙所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須山 誠一郎 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 角田 大輔 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社巴川製紙所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第158期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第158期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 5月18日

株式会社巴川製紙所 監査等委員会

監査等委員 小 森 哲 郎 ㊟

監査等委員 鮫 島 正 洋 ㊟

監査等委員 鈴 木 健 一 郎 ㊟

(注) 監査等委員小森哲郎、鮫島正洋及び鈴木健一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

科	目	金	額
			百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー			2,054
投資活動によるキャッシュ・フロー			△535
財務活動によるキャッシュ・フロー			△1,912
現金及び現金同等物に係る換算差額			△44
現金及び現金同等物の増加額			△437
現金及び現金同等物の期首残高			3,104
現金及び現金同等物の期末残高			2,666

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	【再任】 いのうえ よしお 井上 善雄 (昭和39年11月8日生)	昭和62年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成10年3月 当社入社 平成11年6月 当社取締役 平成12年3月 当社常務取締役 平成14年6月 当社代表取締役社長（現任） 平成15年1月 当社CEO（現任） 平成19年6月 日本山村硝子株式会社社外取締役（現任） 平成24年6月 戸田工業株式会社社外取締役 平成26年5月 昌栄印刷株式会社取締役相談役（現任） 平成28年6月 日成ビルド工業株式会社社外取締役（現任） 平成29年4月 学校法人城北学園理事長（現任） (重要な兼職の状況) 昌栄印刷株式会社取締役相談役 日本山村硝子株式会社社外取締役 日成ビルド工業株式会社社外取締役 学校法人城北学園理事長	1,504,391株
	【取締役候補者とした理由】	平成14年に代表取締役社長に就任して以来、創業100年以上の伝統と理念を継承・確立するとともに、取り巻く事業・経営環境変化に応じて、事業構造の変革、他社との提携構築、新規事業の育成、経営管理への情報技術活用、国際化、財務基盤の改善を推進した実績を有しております。精力的に当社グループの現状を把握し各事業を束ねて変革を実現する強いリーダーシップと、経営に関する高い見識とを兼ね備えております。第159期事業年度は策定した中長期ビジョンを最高責任者として実現する牽引役となる重大な職責を担うことが期待できるものと考えております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
2	<p>【再任】 こんだ しゅんじ 今田俊治 (昭和28年9月2日生)</p>	<p>昭和52年3月 当社入社 平成20年4月 当社執行役員 平成22年4月 当社常務執行役員 平成22年6月 当社取締役(現任) 平成23年7月 日彩影像科技(九江)有限公司董事長 平成23年10月 TOMOEGAWA (U. S. A.) INC. Director Chairman&CEO 平成23年10月 TOMOEGAWA EUROPE B. V. Director Chairman 平成25年3月 巴川影像科技(惠州)有限公司董事長 平成26年4月 当社専務執行役員(現任) 平成27年3月 株式会社巴川ホールディングス惠州取締役 平成27年4月 当社機能紙事業部長 平成27年5月 日彩控股有限公司董事 平成27年5月 三和紙工株式会社取締役会長(現任) 平成27年5月 日本理化製紙株式会社取締役 平成28年11月 TOMOEGAWA AURA INDIA PVT. LTD. Director Chairman(現任) 平成29年3月 株式会社巴川ホールディングス惠州代表取締役(現任) 平成29年4月 当社機能紙事業部管掌兼画像材料事業部管掌(現任) 平成29年4月 巴川影像科技(惠州)有限公司董事長(現任) 平成29年4月 日彩控股有限公司董事長(現任) 平成29年4月 日彩影像科技(九江)有限公司董事長(現任) 平成29年5月 日本理化製紙株式会社取締役会長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社巴川ホールディングス惠州代表取締役 巴川影像科技(惠州)有限公司董事長 日彩控股有限公司董事長 日彩影像科技(九江)有限公司董事長 TOMOEGAWA AURA INDIA PVT. LTD. Director Chairman 三和紙工株式会社取締役会長 日本理化製紙株式会社取締役会長</p>	26,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、製品開発に従事し、米国・中国での合計12年の駐在をはじめ豊富な海外経験・知見を有し、中国事業の立上げを主導しつつトナー事業を当社の主力事業として成長させるなど十分な実績を有しています。執行役員就任以後は、電子材料事業部長、画像材料事業部長、機能紙事業部長、海外現地法人役員を歴任し、業界に関する深い造詣と確かな行動力で当社のビジネスの持続的成長を牽引する職責を担うことが期待できるものと考えております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	【再任】 みついでいじ 三井清治 (昭和30年4月3日生)	昭和54年4月 凸版印刷株式会社入社 平成17年6月 同社取締役 平成21年6月 当社取締役(現任) 平成23年5月 株式会社トッパンTOMOEAWAオプティカルプロダクツ (現株式会社トッパンTOMOEAWAオプティカルフィルム)代表取締役社長(現任) 平成23年6月 株式会社トッパンアリスワオプティカルテクノロジー 代表取締役社長 平成25年4月 凸版印刷株式会社取締役マテリアルソリューション事業 本部関連会社・特命担当 平成26年6月 当社専務執行役員(現任) 平成26年6月 当社精密塗工事業部管掌 平成27年4月 当社社長補佐(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社トッパンTOMOEAWAオプティカルフィルム代表取締役社長	17,000株
	【取締役候補者とした理由】 当社の筆頭株主である凸版印刷株式会社の取締役を8年間務めるなどして培った、経営及び製造・技術に係る豊富な知識と経験を活用し、当社の関連会社である株式会社トッパンTOMOEAWAオプティカルフィルムの代表取締役社長として同社の収益力強化に貢献しております。当社の取締役に就任して以後は、業界における豊富な知識と経験と独自の見識に基づき積極的に発言するなど、取締役会の意思決定機能の強化にも大きな役割を發揮しており、今後も引き続き当社の経営に反映させることが期待できるものと考えております。		
4	【再任】 はたざわとしゆき 畑澤敏之 (昭和29年6月11日生)	昭和53年4月 松下電工株式会社(現パナソニック株式会社)入社 平成16年4月 同社電子材料グローバルマーケティング部長 平成17年8月 パナソニック電工電子材料有限会社オーストリア Managing Director 平成23年5月 パナソニック電工タイ株式会社社長 平成26年7月 当社顧問 平成27年6月 当社取締役(現任) 平成27年6月 シライ電子工業株式会社社外取締役(現任) 平成27年10月 当社常務執行役員 平成27年10月 当社電子材料事業部営業管掌 平成28年3月 巴川コリア株式会社代表取締役 平成28年4月 当社電子材料営業本部長 平成29年4月 当社専務執行役員(現任) 平成29年4月 当社営業本部長(現任) (重要な兼職の状況) シライ電子工業株式会社社外取締役	8,000株
	【取締役候補者とした理由】 大手製造業の重職や欧州と東南アジアの同現地法人の社長を歴任した豊富なグローバル経営の実務経験、電子材料分野の業界・市場知識、営業・マーケティングに関する高い見識を活かして、当社の電子材料事業部営業管掌、電子材料営業本部長に就任後、重点分野の販売力強化に向けた取組みを牽引しております。第159期事業年度は、平成29年4月1日付けで新たに設置された営業本部を指揮し、成長戦略の実現、経営体質強化、海外営業力強化を期待できるものと考えております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	<p>【再任】 やまぐち まさあき 山口正明 (昭和38年3月15日生)</p>	<p>昭和61年4月 新日本製鐵株式会社（現新日鐵住金株式会社）入社 平成15年1月 アサヒブリテック株式会社入社 平成18年7月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員 平成21年4月 当社経営戦略本部長（現任） 平成26年4月 当社常務執行役員（現任） 平成26年4月 当社CFO（現任） 平成26年5月 当社TTOF・TFC管掌（現任） 平成26年6月 当社取締役（現任） 平成26年6月 当社コンプライアンス委員会委員長 平成26年8月 日彩控股有限公司董事（現任） 平成29年5月 昌栄印刷株式会社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 日彩控股有限公司董事 昌栄印刷株式会社取締役</p>	6,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 米国におけるMBAの学位を有するなど財務・会計に関する高度な知識を有するだけでなく、企業における経営戦略、経営管理、IRに係る役職を歴任しており、事業・経営戦略を支える豊富な経験と確かな洞察・分析力を有し、当社の財務の安定に寄与したとして定評があります。これまでも経費削減や事業再構築の主導、株主や提携先との関係構築に手腕を発揮しており、第159期事業年度は事業環境の変化に応じた戦略を立案して方向性を示し、重点分野への経営資源配分を実現する職責を担うことが期待できるものと考えております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
6	<p>【新任】 いのうえ ゆうすけ 井上 雄介 (昭和48年10月22日生)</p>	<p>平成9年4月 三菱商事株式会社入社 平成18年4月 当社入社 平成21年4月 巴川香港有限公司 Director 平成21年4月 TOMOEGAWA (U.S.A.) INC. Director 平成23年5月 昌栄印刷株式会社代表取締役社長 平成23年5月 昌栄印刷香港有限公司董事 平成23年5月 日本カード株式会社取締役 平成23年5月 大福カード株式会社代表取締役社長 平成26年5月 当社執行役員 平成26年5月 当社営業推進本部長 平成26年5月 昌栄印刷株式会社代表取締役会長(現任) 平成26年9月 株式会社TFC取締役(現任) 平成28年4月 当社上席執行役員 平成28年4月 当社事業開発本部長(現任) 平成29年4月 常務執行役員CTO(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 昌栄印刷株式会社代表取締役会長 株式会社TFC取締役</p>	463,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 大手商社における知見を活かし、当社入社以来、当社主力事業であるトナー事業の成長に企画面から関与。その後、関連会社である昌栄印刷株式会社の代表取締役社長として、強いリーダーシップを発揮し同社再生への取組みを強力に進めました。当社復職・執行役員就任以後は、マーケティング及び新製品・新技術の開発活動を、責任者として精力的に推進しています。本年4月からはCTO(最高技術責任者)に就任、開発型企業である当社の成長戦略の重要な一翼を担うことが期待できるものと考えております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
7	<p>【新任】 【社外】 はやし りゅういち 林 隆 一 (昭和33年12月14日生)</p>	<p>昭和62年2月 デュボンジャパンリミテッド(現デュボン株式会社)入社 昭和63年3月 E. I. du Pont de Nemours and Company The Experimental Station Polymer Products Department 平成6年4月 デュボンジャパンリミテッド(現デュボン株式会社)合成樹脂事業部研究開発部宇都宮技術室室長 平成10年1月 同社エンジニアリングポリマー事業部研究開発部部长 平成13年7月 同社エンジニアリングポリマー事業部営業部電気電子関連部部长 平成18年4月 同社エンジニアリングポリマー事業部アジア太平洋地域リージョナルディベロップメントマネージャー 平成19年11月 デュボン株式会社社長室室長兼経営企画部部长 平成21年11月 同社執行役員技術・研究開発/経営企画担当 平成26年9月 同社常務執行役員技術開発本部本部長、安全衛生環境部、プロダクトスチュワードシップ&レギュラトリー、インダストリアルバイオサイエンス事業部管掌 平成28年6月 当社顧問(現任) 平成28年9月 学校法人芝浦工業大学教授(現任) (重要な兼職の状況) 学校法人芝浦工業大学教授</p>	-株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 グローバルな大手化学会社において研究開発、営業、事業企画等の重職を歴任し、また、数社の製造会社の顧問や大学教授などに就任しており、これらの豊富な実務経験と高い見識は、当社の経営体制の更なる強化と透明性の高い経営を期待できるものと考えております。なお、同氏は当社の顧問ではありますが、当社の業務執行機関の指揮命令を受ける立場でなく、当社に専属すべき拘束を受けていないこと、当社に対する経済的依存度も大きくないこと(直近3事業年度報酬実績平均1千万円未満)から、当社の定める独立性の判断に関する基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断しております。当社は同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。</p>			

(注) 1. 取締役候補者と当社との特別の利害関係

(1) 取締役候補者今田俊治氏は、

- ① 当社の子会社である株式会社巴川ホールディングス恵州の代表取締役を兼務しており、当社は同社からの業務委託取引を行っております。
- ② 株式会社巴川ホールディングス恵州を通じて持分を保有する巴川影像科技(惠州)有限公司、日彩控股有限公司及び日彩影像科技(九江)有限公司の董事長をそれぞれ兼務しております。当社と巴川影像科技(惠州)有限公司とは電子写真用トナーの製造・販売に関し競業関係にあるほか、当社は同社への債務保証、ライセンス、技術支援、評価委託、原材料販売等の取引を行っております。また、当社は日彩控股有限公司への金銭の貸付を行っております。さらに当社と日彩影像科技(九江)有限公司とは電子写真用トナーの製造・販売に関し競業関係にあるほか、当社は同社へのライセンス、技術支援、原材料販売、製造委託等の取

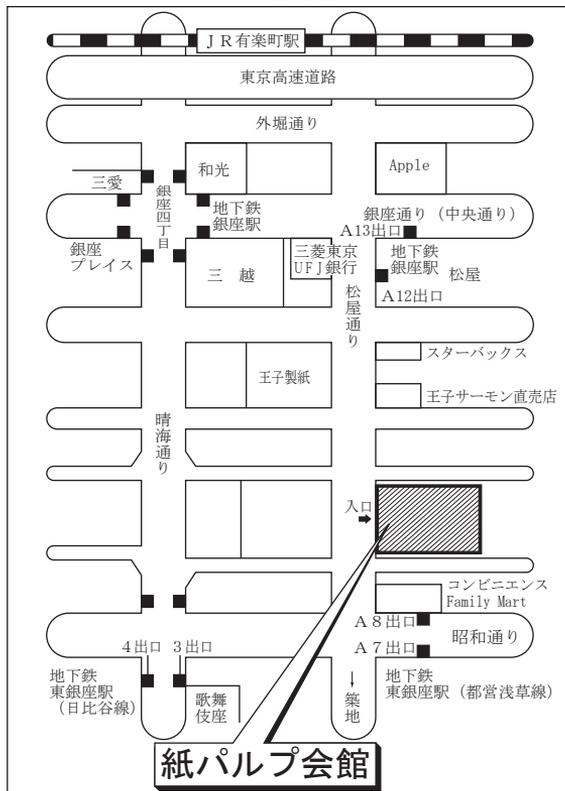
引を行っております。

- ③当社の子会社であるTOMOEGAWA AURA INDIA PVT. LTD. のDirector Chairmanを兼務しており、当社は、絶縁紙製品の同社への販売、同社からの購入取引、同社への債務保証、ライセンス、技術支援等の取引を行っております。
 - (2)取締役候補者三井清治氏は、当社の関連会社である株式会社トッパンTOMOEGAWAオプティカルフィルムの代表取締役社長を兼務しており、当社は、同社への債務保証、ライセンス、建物・設備貸与、試作委託、サービス提供、同社からの間接補助業務受託、原材料購入、分析受託、加工委託等の取引を行っております。
 - (3)取締役候補者井上雄介氏は、当社の関連会社である昌栄印刷株式会社の代表取締役会長を兼務しており、当社と同社とはプリペイドカード及びポイントカードの製造販売に関し競業関係にあるほか、磁気関連製品の同社への販売、加工委託取引、同社からの購入取引、建物賃貸借、同社へのグループ経営指導サービス提供、販売代理店委託、情報収集・分析・提供業務委託、開発支援等の取引を行っております。
 - (4)他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役候補者林隆一氏の選任が承認された場合、同氏と会社法第425条第1項の規定する最低責任限度額を限度とする内容の会社法第427条第1項の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区銀座三丁目9番11号
 紙パルプ会館 銀座フェニックスプラザ
 3階 会議室1～3号室
 03-3543-8118 (代表)



交通 都営浅草線 東銀座駅下車
 A7・A8出口より徒歩2分
 東京メトロ日比谷線 東銀座駅下車
 3・4出口より徒歩4分
 東京メトロ銀座線・丸ノ内線 銀座駅下車
 A12・A13出口より徒歩4分
 JR 有楽町駅下車 徒歩10分

◎本招集ご通知は、当社製超軽量印刷用紙「トモエリバー」を使用しております。